

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 生活保護法((昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づき、生活に困窮する者からの相談や保護申請を受け、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とし、保護を実施する。 保護を申請する場合、県保健所地域福祉室(町村の経由も可能)に申請を行い、その保護の要否を決定し、申請者に通知する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護の実施に関する事務(法第19条第1項) ②生活保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務(法第24条第1項) ③職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務(法第25条第1項) ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務(法第26条) ⑤資料の提供等の求めに関する事務(法第29条第1項) ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務(法第55条の4第1項) ⑦保護に要する費用の返還に関する事務(法第63条) ⑧徴収金の徴収に関する事務(法第77条第1項、第77条の2、第78条第1項から第3項、第78条の2第1項から第2項) ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への個人情報の連携(法第34条第6項) ⑩医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の管理(法第80条の4) ⑪医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務(法第80条の4) ⑫医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(法第80条の4)</p>
③システムの名称	生活保護電算システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表項番23
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の照会】 ○番号法第19条第9条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項及び43の項</p> <p>【特定個人情報の提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部保護・監査指導室
②所属長の役職名	室長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2285
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大分県福祉保健部保護・監査指導室 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-536-1111(内線2619)
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人未満(任意実施)]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の申請時において、システム上マイナンバーが表示されることになっているが、調査等でマイナンバーを利用することはない(利用実績なし)。 ・また、業務の性質上、特定個人情報を含む様々な個人情報を取得するが、システム利用者の制限やダブルチェックを行うなど情報漏洩がないよう常時万全を期している。 ・以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 	

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。(システム上マイナンバーが表示されることになっているが、調査等でマイナンバーを利用した実績はない。) ・業務の性質上、特定個人情報を含む様々な個人情報を取得するが、システム利用者の制限やダブルチェックを行うなど情報漏洩がないよう常時万全を期している。 ・以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉推進室長 大戸 英輔	地域福祉推進室長 壁村 梨恵	事後	人事異動
平成29年7月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の26の項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第19条</p> <p>【特定個人情報の提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二</p> <p>9の項,10の項,14の項,16の項,20の項,21の項,24の項,26の項,27の項,28の項,30の項,31の項,50の項,53の項,54の項,61の項,62の項,64の項,70の項,87の項,90の項,94の項,104の項,106の項,108の項,116の項,120の項</p> <p>○別表第二主務省令</p> <p>第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条</p> <p>※番号法別表第二の20の項,21の項,30の項,50の項,53の項,90の項,116の項及び120の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>【特定個人情報の照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の26の項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第19条</p> <p>【特定個人情報の提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二</p> <p>9の項,10の項,14の項,16の項,20の項,21の項,24の項,26の項,27の項,28の項,30の項,31の項,38の項,50の項,53の項,54の項,61の項,62の項,64の項,70の項,87の項,90の項,94の項,104の項,106の項,108の項,116の項,120の項</p> <p>○別表第二主務省令</p> <p>第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、59条の2</p> <p>※番号法別表第二の21の項,30の項,90の項及び120の項にかかる主務省令は未制定</p>	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」一部改正による変更
令和1年6月25日		—	新様式への変更		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I－1－②事務の概要	<p>①生活保護の実施に関する事務(法第19条第1項)</p> <p>②生活保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務(法第24条第1項)</p> <p>③職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務(法第25条第1項)</p> <p>④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務(法第26条)</p> <p>⑤資料の提供等の求めに関する事務(法第29条第1項)</p> <p>⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務(法第55条の4第1項)</p> <p>⑦保護に要する費用の返還に関する事務(法第63条)</p> <p>⑧徴収金の徴収に関する事務(法第77条第1項、第77条の2、第78条第1項から第3項、第78条の2第1項から第2項)</p>	<p>①生活保護の実施に関する事務(法第19条第1項)</p> <p>②生活保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務(法第24条第1項)</p> <p>③職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務(法第25条第1項)</p> <p>④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務(法第26条)</p> <p>⑤資料の提供等の求めに関する事務(法第29条第1項)</p> <p>⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務(法第55条の4第1項)</p> <p>⑦保護に要する費用の返還に関する事務(法第63条)</p> <p>⑧徴収金の徴収に関する事務(法第77条第1項、第77条の2、第78条第1項から第3項、第78条の2第1項から第2項)</p> <p>⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への個人情報の連携(法第34条第6項)</p> <p>⑩医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の管理(法第80条の4)</p> <p>⑪医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務(法第80条の4)</p> <p>⑫医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(法第80条の4)</p>	事後	
令和5年5月30日	I－3 法令上の根拠	<p>○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第三の7の7 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用) 別表第五の9の4</p> <p>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第3条第23項及び第5条22項</p>	削除	事後	
令和5年5月30日	I－4－②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の26の項</p>	<p>【特定個人情報の照会】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の26の項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I－4－②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 9の項,10の項,14の項,16の項,18の項,20の項,21の項,24の項,26の項,27の項,28の項,30の項,31の項,37の項,38の項,50の項,53の項,54の項,61の項,62の項,64の項,70の項,87の項,90の項,94の項,104の項,106の項,108の項,116の項,119の項</p> <p>○別表第二主務省令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、59条の3 ※番号法別表第二の21の項,30の項及び90の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>【特定個人情報の提供】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 9の項,10の項,14の項,16の項,18の項,20の項,24の項,26の項,27の項,28の項,30の項,31の項,37の項,38の項,42の項,50の項,53の項,54の項,61の項,62の項,64の項,70の項,87の項,90の項,94の項,104の項,106の項,108の項,113の項,116の項,120の項</p> <p>○別表第二主務省令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、59条の3 ※番号法別表第二の30の項にかかる主務省令は未制定</p>	事後	
令和5年5月30日	II－1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II－2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	IV－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和5年5月30日	IV－4 委託元における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	
令和7年10月1日	I－3 法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の15の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条</p>	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表項番23</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I－4－②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の照会】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の26の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第19条</p> <p>【特定個人情報の提供】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 9の項,10の項,14の項,16の項,18の項,20の項,24の項,26の項,27の項,28の項,30の項,31の項,37の項,38の項,42の項,50の項,53の項,54の項,61の項,62の項,64の項,70の項,87の項,90の項,94の項,104の項,106の項,108の項,113の項,116の項,120の項</p> <p>○別表第二主務省令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、59条の3 ※番号法別表第二の30の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>【特定個人情報の照会】</p> <p>○番号法第19条第9条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項及び43の項</p> <p>【特定個人情報の提供】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項</p>	事後	
令和7年10月1日	II－1 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月1日	II－2 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月1日	IV－8 人手を介在させる作業		新様式への変更	事後	新規項目
令和7年10月1日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更	事後	新規項目